

マレーシア経営者連盟



マレーシア民間部門の使用者団体の頂点組織

はじめに

氏名： モハマド・ザクリ・ビン・バハルディン
居住地： マレーシア、クアラルンプール
職位： 使用者団体向けサービス上級課長
所属団体： マレーシア経営者連盟

職務・職責：

- 政府省庁との政策関連会合への出席
- 労使関係、人事管理、人材開発に関する政策方針説明書類の作成
- 会長はじめ役員名による書簡、演説原稿の作成
- 協議会メンバーや幹部の活動を支援

代表活動

地域

- ASEAN 使用者団体連合 (ACE)
- アジア太平洋使用者団体連合 (CAPE)



国際

- 国際使用者団体連盟 (IOE)
- 国際労働機関総会 (ILC)



会員向けサービス

労使関係

リサーチおよび情報



情報および技術

研修

人口動態

- 人口 : 3,260万人
- 労働力 : 1,530万人
- 労働力率 : 68.3%
- 雇用 : 1,480万人 (EPF年金加入者は700万人未満)
- 失業率 : 3.4%
- 高齢化 : 60歳以上は10.3%
- **外国人労働者 : 書類上は200万人(15% / 28%) 200万人以上が不法滞在で就業中と推定**

強制労働

- 米国人身売買報告書2019年版がマレーシアを「監視第二群」に二年連続で取り上げている。
 - 第三群だとマレーシアは米国等の貿易制裁対象となる。
- 政府、使用者団体は強制労働の撲滅に向け活動中。ここに含まれる論点
 - 不法滞在外国人労働者の取締まりが弱く、体系化されていない
 - 採用の手順---中間業者、透明性
 - 債務による拘束----出身国から始まっている
 - パスポート預かり---地下潜伏(10%)

戦略

- 外国人労働力依存度を下げる
 - 技術職業訓練を受けた労働力を整備し、自動化、AI、起業等を促進する
 - (不法滞在外国人労働力の撲滅に向けて)
- 労働法の見直し
 - 国際条約・標準を順守し、国際労働市場へアクセスし、ILOの中核をなす標準類を守る。貿易協定にも社会条項が含まれている。例。TPPA
 - 1955年就業法、1959年労働組合法、1967労使関係法、等
 - ILOの中核的条約に準拠する
 - 主な懸念材料C87— 結社の自由および団結権の保護に関する条約(1948年)

C87を拒絶する理由

- C98 – 団結権、団体交渉に関する条約(1949年)
 - ここ10年間で労働者ストライキは発生していない。
 - 労組は事業所、業種、職業、産業種別をもとに結成されている。
 - C87批准せずに労使協調は可能
 - 労使協調行為規則は1975年以来、良好な労使関係と労使協調の実現の仕組みを示している。
- C87 – 結社の自由と団結権に関する条約(1948年):
 - 労組・オムニバス組合の多様性を推進
 - 個人的、政治上、あるいは反体制の目的のため活動を結成し組織する個人は国家安全保障と国民調和の脅威となる。
 - 結社の自由および団結権の保護はマレーシア連邦憲法に盛り込まれている。
 - 超大国が貿易障壁を理由に、あるいは投資を集めている開発途上国の競争力を奪うため、労働基準を故意に変更することはあってはならない。

ありがとうございました

当連盟のウェブサイト

www.mef.org.my